

取扱区分：「公開」

令和8年第2回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和8年2月10日(火) 10時00分

於：周南市役所本庁舎1階 多目的室

令和8年第2回

周南市農業委員会総会議事録

1 日時 令和8年2月10日(火) 午前10時00分～午前11時22分

2 場所 周南市役所本庁舎1階 多目的室

3 出席者等

(1) 出席委員 19人

1番	林 俊一	2番	歳 光 時 正
3番	野 村 邦 幸	4番	重 永 正 人
5番	佐 伯 伴 章	6番	笠 井 保 雄
7番	河 内 邦 雄	8番	藤 原 典 子
9番	佐 伯 信 治	10番	高 橋 恵
11番	秋 貞 啓 子	12番	藤 井 孝
13番	山 下 敏 彦	14番	瀧 山 美智子
15番	市 川 進	16番	有 馬 俊 雅
17番	兼 重 智	18番	田 中 榮 作
19番	白 石 純 治		

(2) 欠席委員 0人

(3) 事務局職員 4人

局 長	中 村 仁 紀	次 長	原 田 賢 二
次長補佐	神 本 和 典	書 記	中 山 浩 毅

(4) 関係部署職員 2人

産業振興部農業振興課 課長補佐	白 浜 憲 一
産業振興部農業振興課 副主任	山 近 麗 子

(5) 傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第5号	農地中間管理事業の推進に関する法律19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の案に係る意見聴取について	311件
議案第6号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第7号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第8号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	7件
議案第9号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画の変更承認申請について	1件

第3 報告事項

報告第14号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	8件
報告第15号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	1件
報告第16号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出後の事業計画の変更届出について	1件
報告第17号	農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について	1件
報告第18号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について	1件
報告第19号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動届出後の事業計画の変更届出について	8件
報告第20号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について	1件
報告第21号	農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の法人等からの農地等の利用状況の報告について	1件
報告第22号	非農地判断の結果について	1件
報告第23号	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について	16件
報告第24号	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断の結果について	1件
報告第25号	地目変更登記に係る登記官からの照会に対する回答等について	1件
報告第26号	現況が農地でないことの証明等について	3件
報告第27号	周南市内の農地賃借料情報について	1件

中村事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモードの設定又は電源の切断を確認願います。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、19人中19人で、周南市農業委員会総会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

また、議案等についての発言の際は、着席のままでお願いします。

それでは、議長よろしくお願いします。

開会（午前10時02分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和8年第2回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会総会会議規則第25条第3項に規定された議事録署名委員は、議長より指名することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議長より指名いたします。

8番・藤原典子委員及び10番・高橋 恵委員をお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

最初の議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の案に係る意見聴取について」は、別紙「農用地利用集積等促進計画（案）」の1ページから34ページまでの1議案311件ですが、この中に、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び周南市農業委員会総会会議規

則第19条の規定による議事参与の制限に係る議案審議がありますので、1ページの番号1番から10ページの番号103番までの徳山地区に係る103件、10ページの番号104番から11ページの番号112番までの新南陽地区に係る9件、11ページの番号113番から20ページの番号207番までの熊毛地区に係る95件、20ページの番号208番から34ページの番号311番までの鹿野地区に係る104件の4つに分割して審議を行いたいと思いますが、これにご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案の説明の後、分割して審議をすることといたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

1ページの議案第5号は、農地中間管理機構が、農用地利用集積等促進計画の策定に当たり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定において、「市町村に対し、農用地利用集積等促進計画の案を作成し、農地中間管理機構に提出するよう求めることができる」となっており、同法第19条第3項の規定において、「市町村は、農用地利用集積等促進計画の案の作成・提出の協力を行う場合において必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする」となっていることから、周南市長より農用地利用集積等促進計画の案についての意見を求められましたので、これについて、農業振興課の説明を受け、委員の皆様からのご意見をいただいた上で、農業委員会の意見の決定を行いたいと思います。

議長（山下会長）

それでは、白浜課長補佐よろしくをお願いします。

白浜農業振興課長

農業振興課長補佐の白浜です。

補佐

議案第5号について、説明させていただきます。

このたびの議案は、山口県農地中間管理機構の求めにより、市が作成した農用地利用集積等促進計画の案について、農業委員会の意見を求めるものでございます。

内容につきましては、別紙の計画案をご覧ください。

このたび、利用権を設定しようとする土地の筆数は、徳山地区が1番から103番までの190筆、新南陽地区が104番から112番までの9筆、熊毛地区が113番から207番までの181筆、鹿野地区が208番から311番の264筆、合計644筆となります。

このうち、表の一番右側の欄に、借受人が記載されているものが、機構が耕作者へ転貸する2段階方式によるもので、合計162筆、その他482筆は、一括方式によるものです。

この計画の案については、本日いただいた意見を添えて、農地中間管理機構へ提出し、これを基に、機構が計画を策定したものを、市が、4月1日付で認可・公告する予定としております。

なお、機構から耕作者への転貸にかかる計画については、県知事が6月26日に認可する予定としております。

説明は以上となります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、最初に、議案第5号の番号1番から番号103番までの徳山地区に係る103件を一括議題といたします。

16番・有馬俊雅委員及び19番・白石純治委員が一部当事者になりますので、先ほど申し上げました議事参与の制限により、議事に参加することができません。

委員におかれましては、退席をお願いいたします。

(委員2名退席)

議案第5号、番号1番から番号103番までの103件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第5号、番号1番から番号103番までの103件について、採決を行います。

原案のとおり承認することに、ご異議は、ございませんか。

議長（山下会長）

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第5号、番号1番から番号103番までの103件は、原案のとおり承認することに決定し、特に意見がない旨を市長に答申いたします。

有馬委員、白石委員は、ご着席ください。

(委員2名着席)

続きまして、議案第5号の番号104番から番号112番までの新南陽地区に係る9件を一括議題といたします。

12番・藤井孝委員が一部当事者になりますので、議事参与の制限により、議事に参加することができません。

委員におかれましては、退席をお願いいたします。

(委員1名退席)

議案第5号の番号104番から番号112番までの9件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第5号の番号104番から番号112番までの9件について、採決を行います。

原案のとおり承認することに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第5号の番号104番から番号112番までの9件は、原案のとおり承認することに決定し、特に意見がない旨を市長に答申いたします。

藤井委員は、ご着席ください。

(委員1名着席)

続きまして、議案第5号の番号113番から番号207番までの熊毛地区に係る95件を一括議題といたします。

2番・歳光時正委員、6番・笠井保雄委員が一部当事者になりますので、議事参与の制限により、議事に参加することができません。

委員におかれましては、退席をお願いいたします。

(委員 2 名退席)

議案第 5 号、番号113番から番号207番までの95件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第 5 号、番号113番から番号207番までの95件について、採決を行います。

原案のとおり承認することに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第 5 号、番号113番から番号207番までの95件は、原案のとおり承認することに決定し、特に意見がない旨を市長に答申いたします。

歳光委員、笠井委員は、ご着席ください。

(委員 2 名着席)

続きまして、議案第 5 号の番号208番から番号311番までの鹿野地区に係る104件を一括議題といたします。

2 番・林俊一委員及び 3 番・野村邦幸委員が一部当事者になりますので、議事参与の制限により、議事に参加することができません。

委員におかれましては、退席をお願いいたします。

(委員 2 名退席)

議案第 5 号の番号208番から番号311番までの104件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第 5 号の番号208番から番号311番までの104件について、採決を行います。

原案のとおり承認することに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第5号の番号208番から番号311番までの104件は、原案のとおり承認することに決定し、特に意見がない旨を市長に答申いたします。

林委員、野村委員は、ご着席ください。

(委員2名着席)

ここで、農業振興課職員は退席いたします。

申し訳ありませんが、少しお待ちください。

(農業振興課職員退席)

続きまして、議案第6号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長

2ページの議案第6号は、1議案1件です。

それでは、番号1番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑2筆の面積が45.71平方メートルの農地です。

申請地は譲受人の自作地に隣接しており、長年、譲受人が自作地とともに耕作してきたとのこと。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は、管理が困難なため、譲り渡すものです。

譲受人は、敷地内で野菜作りをするため、譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長(山下会長)

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

兼重委員

17番・兼重委員

17番、兼重です。

議案第6号、番号1番について、ただ今の事務局からの説明に関連して、現地調査の結果及び補足説明をいたします。

1月27日に、推進委員1名及び事務局職員1名、そして私の3名で、現地を確認しました。

また、譲渡人及び譲受人とは、電話で当日、意思確認をしました。

申請地の位置、申請内容については、事務局の説明のとおりで間違いありません。

申請地は、清水町の住宅街の中にあり、譲受人の農地に接する、2区分の農地で、休耕地ですが除草もしてあり、自己管理保全の農地です。

譲渡人は、当該農地が狭隘で小面積のため、隣地農地の所有者である譲受人に、農地の草刈り等の管理をしてもらっていましたが、今回、贈与として譲り渡すことにしたとのことでした。

譲受人は、以前より自家用野菜を耕作しており、譲り渡しの申出のあった農地を、取得することにより、自己の農地と一体的に効率的に耕作ができるため、譲り受けることにしたとのことでした。

今後も畑作農地として利用したいとのことでした。

調査項目に従って調査しましたが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件及び地域調和要件を満たしており問題ないと思います。

ご審議の程よろしくお願いします。

ありがとうございました。

それでは、議案第6号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第6号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第6号、番号1番は、許可と決定い

議長（山下会長）

たします。

続きまして、議案第7号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

3ページの議案第7号は、1議案1件です。

番号1番についてご説明いたします。

申請地は、周南市菊川支所から北東へ約1,140メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図、施設の平面図・立面図は参考資料の1ページから7ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

申請地は、自己用住宅を建設するため、地域計画区域から除外することについて、令和8年1月13日に開催の第1回総会における議案第1号として地域計画の変更に係る意見聴取があり、市長に異議がない旨の答申をしたもので、令和8年2月1日付けで地域計画が変更され、地域計画区域から除外されています。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

重永委員

4番・重永委員

4番、重永です。

議案第7号1番について、補足説明をいたします。

昨年10月28日に推進委員、事務局職員、私の3人で現地確認を行いました。

申請人には2月8日、電話にて意思及び内容の確認をしました。

申請地の位置、申請内容については、事務局の説明のとおりで間違いありません。

申請地は、水田地帯の一角にあって、市道に接しており、耕起されてきました。

申請人は、現在、会社の倉庫の2階の部屋を間借りして家族4人で住んでおられます。

この度、会社の都合で倉庫の改修が行われることになり、転居しなければならなくなったため、成人した子どももいることから申請地に自己用住宅を建てることにしたとのことです。

被害防除計画書や調査項目に従い調査しましたが、提出書類も揃っており、問題はないと思われます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、議案第7号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第7号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第7号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第8号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

4ページ及び5ページの議案第8号は、1議案7件です。

番号1番についてご説明いたします。

申請地は、周南市久米支所から北へ約710メートルに位置し、所

議長（山下会長）

神本次長補佐

在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図、施設の平面図・立面図は参考資料の8ページから18ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

譲受人は、特別養護老人ホームの増築に伴う敷地の拡張と市道の拡幅を行うものです。

譲渡人は、高齢で耕作が困難であることから譲受人に譲り渡すものです。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

兼重委員

17番・兼重委員

17番、兼重です。

議案第8号番号1番について、ただ今の事務局からの、説明に関連して、現地調査の結果及びその補足説明をいたします。

1月27日に、推進委員2人、事務局職員1人及び私の4人で、現地の状況を確認しました。

また、譲渡人及び譲受人とは、電話で当日、意思確認をしました。

申請地は、周南公立大学の東側に位置し、周南市久米支所から約710メートルのところであり、隣接する老人福祉施設の敷地に、三方を囲まれた農地です。

耕作はされておらず、雑草が繁茂している休耕農地です。

譲渡人は高齢で、独り身でもあり、畑の管理ができないので、譲受人の申し出により、老人福祉施設の敷地の一部として、利用していただくことにしたとのことです。

譲受人は、現在、当地区において、老人福祉施設事業を展開している企業です。

このたび、施設を増築するため、用地を探していたところ、隣接する農地を譲っていただけることになり、道路拡幅、敷地拡張、特別養護老人ホーム増築の敷地として譲り受けることにしたとのことです。

周辺には農地はなく、被害の恐れはないと思われます。

また、市道加工承認申請及び法定外公共物用途廃止申請について、関係機関と協議しているとのことす。

立地基準に照らして、転用に問題はなく、また関係書類も完備されており、農地転用の確実性が認められ、周辺農地への被害防除措置が適切で地域の農地の農業上の効率的・総合的な利用に支障がなく、一般基準からみて、特に問題ないと考えます。

調査項目に従って調査しましたが、問題ないと思われます。

ご審議の程よろしくお願ひします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第8号、番号1番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようすので、これで質疑を終了いたします。

議案第8号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすことに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がございませんので、議案第8号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第8号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願ひします。

神本次長補佐

番号2番についてご説明いたします。

申請地は、周南市長穂支所から南西へ約320メートルに位置し、

議長 (山下会長)

神本次長補佐

所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の19ページから22ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

譲受人は、系統用蓄電池事業を行うため、申請地を購入し、蓄電池コンテナ4台、パワーコンディショナー24台、受電設備1台を設置するもので、蓄電容量は8,000キロワットです。

設備の設置面積は、蓄電池コンテナ同士の間及び蓄電池コンテナと周辺との距離については3メートルを限度とした保有空地を含めると、349.34平方メートルになります。

譲渡人は、耕作しておらず、手放したいと考えていたことから譲受人に譲り渡すものです。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、農地転用による系統用蓄電所の整備は、届出も含めて本市では初めてのケースになります。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

白石委員

19番・白石委員

19番、白石です。

1月27日に、推進委員及び事務局職員と私で調査を実施したので、報告をいたします。

現地の状況は、雑草が繁茂しており、所有権移転が終わり次第、譲受人が手入れを実施するということでした。

許可申請書及び事業計画書、被害防除計画書等においては、適正に記載されており、特に問題はないと考えます。

なお、地元自治会には譲受人が集落説明会を実施済みです。

補足説明は以上です。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第8号、番号2番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第8号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第8号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第8号、番号3番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

番号3番についてご説明いたします。

申請地は、周南市長穂支所から北へ約300メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の23ページから27ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積1,585.63平方メートル、パネル枚数576枚を設置するもので、発電出力は50.0キロワットが5基です。

譲渡人は、耕作しておらず、今後も耕作の予定がないことから譲受人に譲り渡すものです。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現

地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

白石委員

19番・白石委員

19番、白石です。

1月27日に、推進委員及び事務局職員と私で、調査項目に従って調査を実施したので報告いたします。

現地状況は草刈機による除草がなされた状態でありました。

なお、許可申請書及び事業計画書、被害防除計画書等の必要書類も整っており問題はないと考えられます。

また、直近の家に譲受人が事業概要の説明をして了解を得ています。

よって、特に問題はないと考えます。

補足説明は以上です。

ご審議の程よろしくお願いします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第8号、番号3番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第8号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第8号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第8号、番号4番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

番号4番についてご説明いたします。

申請地は、高水駅から南東へ約1,120メートルに位置し、所在、

地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の28ページから32ページのとおりです。

本件は、農用地区域から除外することについて、令和7年11月10日に開催の第11回総会における、議案第56号の番号1番として農用地利用計画の変更に係る意見聴取があり、市長に異議がない旨の答申をしたものです。

その後、周南市長から、令和8年1月14日付けで農業振興地域整備計画の変更の内定の通知があったものです。

農用地区域除外後の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積803.89平方メートル、パネル枚数316枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが2基です。

譲渡人は、耕作が困難であることから譲受人に譲り渡すものです。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、本件は、常設審議委員会意見聴取事案です。

また、転用の許可は農用地区域除外後の施行となります。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

笠井委員

6番・笠井委員

6番、笠井です。

議案第4番について、この議案は昨年の11月総会において農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更（除外）について意見を求めたものに関連します。

農用地利用計画変更後の太陽光発電設備の申請内容については事務局の説明のとおりです。

申請地については去る1月22日に現地確認をしました。

申請地は市道沿いの農地で、西側には太陽光発電設備が設置されていました。

事業計画地は耕作目的で貸し付けされていましたが、耕作が困難な土地ということで休耕していたところ、譲受人から相談を受け、譲渡することとしたとのことで現状は雑草が生えていました。

譲受人は太陽光発電事業を行う自己所有の土地がなく用地をさがしていたところ、譲渡人の所有する土地が適していたため、これを譲り受け、太陽光発電事業を行うこととしたとのことです。

水路など、周辺農地への影響は問題ないと考えます。

また、前回の農用地除外申請の際に、充分調査しました。

その他、調査項目に従って調査しましたが、問題ないと思われま

す。
ご審議の程よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第8号、番号4番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第8号、番号4番について、採決を行います。

本件は、常設審議委員会から、許可が適当である旨の回答があれば、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第8号、番号4番は、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第8号、番号5番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

番号5番についてご説明いたします。

議長（山下会長）

神本次長補佐

申請地は、周南市熊毛総合支所から南東へ約550メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の33ページから37ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

借主は、土木・建築工事を営む法人で、受注した工事現場の近くで、土砂と資機材の仮置場が必要になったことから、賃貸借により令和9年9月30日まで一時的に利用しようとするものです。

貸主は、借主の希望があり、支障がないことから貸すものです。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、借主から原状回復誓約書が提出されています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

歳光委員

2番・歳光委員

2番、歳光です。

番号5について、1月26日に事務局、推進委員、私の3名で現場調査を行いましたので報告をいたします。

現地地番、を地積等事務局の報告のとおりです。

今回の調査については当日譲受人の現場担当者の立合いによる土砂及び資機材の仮置き場の設置についての確認であります。

借受人は山陽自動車道盛土補強工事を行うための土砂及び資材仮置場として利用するものです。

貸付人は現農地を10年以上耕作しておらず、隣接する土地と含め一時利用するものです。

調査項目に照らし調査を行いました、問題ないと思います。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第8号、番号5番について、質疑を行い

ます。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第8号、番号5番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第8号、番号5番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第8号、番号6番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

番号6番についてご説明いたします。

申請地は、周南市熊毛総合支所から南東へ約900メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の38ページから42ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積428.25平方メートル、パネル枚数161枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、耕作しておらず、今後も耕作の予定がないことから譲受人に譲り渡すものです。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

歳光委員

神本次長補佐

議長（山下会長）

2番・歳光委員

2番、歳光です。

番号6について、1月26日に推進委員、事務局職員、私の3名で現場調査を行いましたので報告をいたします。

現地、地積、地番等事務局の報告のとおりです。

この土地については南側に他のソーラー施設、西側にアパート北側に休耕農地に挟まれた土地であり面積も962平方メートルと小面積です。

所有権移転を伴う太陽光発電施設を設置し、パネル161枚、49.5キロワットの設置を行うものです。

譲渡人は市街に在住で、農地の管理ができず、また後継者がいないため今回譲渡人に売買による所有権の移転をするものです。

調査項目に従い調査しましたが、問題ないと思います。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第8号、番号6番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第8号、番号6番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第8号、番号6番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第8号、番号7番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

番号7番についてご説明いたします。

申請地は、鹿野高速自動車国道入口から北へ約380メートルに位

置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の43ページから47ページのとおりです。

農地区分は、高速自動車国道の出入口から概ね300メートル以内で第3種農地に該当します。

譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積439平方メートル、パネル枚数181枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、維持管理が困難なことから譲受人に譲り渡すものです。

事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

野村委員

3番・野村委員

3番、野村です。

1月21日に農業委員、推進委員、事務局職員の3人で現地確認をしました。

現地は田で、梅の木が植えてあり、草刈りなどの手入れも十分にありました。

譲渡人とは現地で意思確認しました。

管理が十分にできなくなり、今回太陽光発電の話があり承諾したとのことです。

譲受人とは後日電話にて確認しました。

内容は事務局の説明のとおりです。

調査項目に従い調査しましたが、問題ないとおもいます。

審査のほどよろしく申し上げます

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第8号、番号7番について、質疑を行い

ます。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第8号、番号7番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第8号、番号7番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第9号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画の変更承認申請について」番号2番を議題といたします。

なお、番号1番は、総会への上程を取り止め、議案から削除し、欠番といたしました。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

6ページ及び7ページの議案第9号は1議案1件です。

番号2番についてご説明いたします。

本件は、建設業用資材置場及び駐車場を設置するものですが、令和7年第11回総会の議案第61号、番号2番としての審議を経て、令和7年11月25日付け指令周農委5条許可第11号として許可したものに関連します。

今回の変更承認申請は工事の手配や工程調整に時間を要するため、工事期間を令和8年5月31日までに変更したいとの申請です。

これらの変更はやむを得ないものと考えられます。

以上でございます

議長（山下会長）

ただ今の議案第9号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第9号、番号2番について、採決を行います。

本件は、申請どおり事業計画の変更を承認とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第9号、番号2番の事業計画の変更承認申請は、承認することに決定いたします。

次に、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第14号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

8ページから11ページの報告第14号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は8件で、全てが相続によるものです。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第14号を終わります。

続きまして、報告第15号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

12ページの報告第15号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地の所有者等が農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用するもので、許可は不要とされています。

今回は、1件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

議長（山下会長）

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で、報告第15号を終わります。

続きまして、報告第16号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出後の事業計画の変更届出について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

13ページの報告第16号は、農地法第4条第1項第7号の規定による届出のあった、市街化区域内にある農地の転用について、周南市農業委員会農地転用届出に係る転用事業の進捗に関する要綱第4条第1項の規定による事業計画の変更の届出があったもので、今回は1件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第16号を終わります。

続きまして、報告第17号「農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

14ページの報告第17号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は1件で、農地法施行規則第29条第1号に規定された農業用施設等に転用するものです。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第17号を終わります。

続きまして、報告第18号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

15ページの報告第18号は、市街化区域内にある農地等を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、1件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第18号を終わります。

続きまして、報告第19号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動届出後の事業計画の変更届出について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

16ページから18ページの報告第19号は、農地法第5条第1項第6号の規定による届出のあった、市街化区域内にある農地等の転用のための権利移動について、周南市農業委員会農地転用届出に係る転用事業の進捗に関する要綱第4条第1項の規定による事業計画の変更の届出があったもので、今回は8件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第19号を終わります。

続きまして、報告第20号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

19ページの報告第20号ですが、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項、農地法施行規則第58条第1項及び周南市農業委員会農地所有適格法人の要件審査及び報告手続に係る事務処理要領第9条の規定により、毎年、事業の状況などを事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならない、とされているもので、今回は1件です。

添付書類も完備されており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たしておりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第20号を終わります。

続きまして、報告第21号「農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の法人等からの農地等の利用状況の報告について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

20ページの報告第21号ですが、農地所有適格法人以外の法人等は、農地法第6条の2第1項並びに周南市農業委員会農地所有適格法人以外の法人等の要件審査及び報告手続等に係る事務処理要領第5条第1項の規定により、毎年、事業の状況などを事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならない、とされているもので、今回は1件です。

添付書類も完備されており、農地所有適格法人以外の法人として

の農地法第3条第3項に規定された解除条件付き、適切な役割分担、1人以上常時従事の要件を満たしておりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第21号を終わります。

続きまして、報告第22号「非農地判断の結果について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

21ページの報告第22号は、周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領の規定に基づき、利用状況調査実施後に非農地判断が必要な対象地を抽出し、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により対象地が農地に該当するか否かの判断をしたので、同要領第14条の規定により、非農地判断の結果を報告するもので、今回は1件です。

判断の結果、1筆、280平方メートルが非農地であると決定しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第22号を終わります。

続きまして、報告第23号「非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

22ページ及び23ページの報告第23号は、周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱第1条第1項に規定する非農地判断施行前に非農地扱いとした土地、同条第2項に規定する事務局判断により非農地扱いとした土

地又は同条第3項に規定する農地とした荒廃農地のうち、課税地目が田又は畑以外であるものについて、同要綱第4条第1号、第5条第1号又は第6条第1号の規定に基づき、周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領第14条の規定の一部準用により総会へ非農地であることを報告するもので、今回は、土地所有者等から非農地通知書交付の希望のあった16件です。

これらの土地は、既に農地台帳の現況地目を非農地として処理していましたが、今回、非農地であることを総会へ報告し、非農地判断の手續を補完するものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第23号を終わります。

続きまして、報告第24号「非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断の結果について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

24ページの報告第24号は、周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱第1条第1項に規定する非農地判断施行前に非農地扱いとした土地、同条第2項に規定する事務局判断により非農地扱いとした土地又は同条第3項に規定する農地とした荒廃農地のうち、課税地目が田又は畑であるものについて、同要綱第4条第2号、第5条第2号又は第6条第2号の規定に基づき、周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領の規定の例により、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により対象地が農地に該当するか否かの判断をしたので、同要領第14条の規定の例により非農地判断の結果を報告するもので、今回は事務局判断により非農地扱いとした土地についての1件です。

判断の結果、非農地であると決定しました。

議長（山下会長）

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で、報告第24号を終わります。

続きまして、報告第25号「地目変更登記に係る登記官からの照会に対する回答等について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

25ページの報告第25号は、山口地方法務局周南支局登記官より登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に伴い、農地法の転用許可等の有無、現況が農地であるか否か等について照会があったもので、今回は1件です。

内容は記載のとおりで、周南市農業委員会登記官等からの照会に係る事務処理要領の規定に基づき、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により対象地が農地に該当するか否かの判断をし、事務局長専決により回答いたしましたので、同要領第14条の規定により、非農地判断の結果及び照会に対する回答を行ったことをご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で報告第25号を終わります。

続きまして、報告第26号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

26ページの報告第26号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断を

し、その結果により非農地証明書等を交付したので、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は3件です。

非農地判断の結果、番号1番及び番号2番は非農地であると決定し、非農地証明書を交付し、番号3番は農地であると決定し、非農地証明返戻通知書を交付しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第26号を終わります。

続きまして、報告第27号「周南市内の農地賃借料情報について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

27ページの報告第27号は、農地法第52条の規定により、農地の賃貸の情報として、令和7年1月から12月までに、農地法第3条許可により設定された賃貸借並びに改正前の農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画及び改正後の農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画により利用権設定された賃貸借における賃借料を集計し、その平均値を求めた10アール当たりの賃借料水準を取りまとめたので、別紙「周南市賃借料情報」のとおりご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第27号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和8年第2回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前11時22分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し議長及び署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和8年2月10日

周南市農業委員会

議長（会長） 山 下 敏 彦

署名委員 藤 原 典 子

署名委員 高 橋 恵